

## 第7章 災害情報体制の整備

本編第2編第5章「災害情報体制の整備」を準用する。

## 第8章 災害応急体制の整備

本編第2編第6章第1節「職員の体制」～第5節「防災中枢機能の確保、充実」を準用する。

## 第9章 避難予防対策

本編第2編第7章「避難予防対策」を準用する。

## 第10章 救助・救急・医療活動

本編第2編第8章「救助・救急・医療活動」を準用する。